

令和8年4月  
長崎県警察

放置違反金の納付命令に係る車両の使用制限命令に係る処分に関する規則の全部改正に伴う結果の公示について

1 規則の題名

放置違反金の納付命令に係る車両の使用制限命令に係る処分に関する規則

2 意見公募手続を実施しなかった旨及び理由

今回の規則の改正は、技術的修正等の形式的な変更であるため、行政手続法第39条第4項第8号の規定に準じて意見公募手続を実施しませんでした。